

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口に障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者に相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
 - ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めて差し支えない（※）。
- （※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）



通知全文はこちら↓



令和6年6月5日付け厚生労働省・子ども家庭庁連名通知について

○総理発言（令和6年7月29日 第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）（抄）

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決める 것을前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。

（略）



本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画を作成するとともに、当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

○基となった調査研究

令和5年度障害者総合福祉推進事業

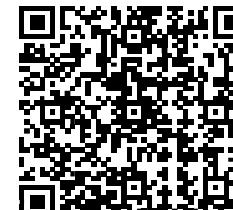
「**障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究**」

（PwCコンサルティング合同会社）

報告書・意思決定支援 取組事例集・

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援
取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ



令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

自治体における連携体制の構築事例

(取組事例集 事例7を元に一部加工)

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署

障害者の子育て支援における役割や支援場面

基幹相談支援センター

- 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応
- 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施
- 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施
- 障害のある両親と子どものいる家庭への支援に当たり、子ども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施

市町村 障害福祉部署

- 基幹相談支援センターのフォロー
- 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討

こども家庭センター

- すべての子どもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能

児童家庭支援センター

- 地域で生活する子ども及び家庭への相談支援を実施
- 妊娠期から子どもが18歳程度（支援の狭間が起きないよう）まで切れ目なく支援
- 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング

(月1回程度実施)

- 府内参加者
 - 母子保健・児童福祉部署、障害福祉部署、教育部署 等
- 外部機関参加者
 - 基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター 等
- 概要
 - 障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、子どもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて検討

